

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- 1) 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- 2) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3) 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3)の「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当施設における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

○介護職員処遇改善加算の取得状況

令和5年度 介護職員処遇改善加算Ⅰ

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組み

※別紙表

	職場環境要件項目	当施設としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	雇用管理改善の方針は「魅力ある職場づくり」を進めることが重要で「働きがい」と「働きやすさ」を感じることが出来る職場を作っている。
労働環境・処遇の改善	ICT活用による職員の事務負担軽減、シフト管理に係る事務業務省力化	ICT機器及び専用のソフトウェア（介護ソフト・労務管理システム）を使用し、各種記録や申し送りなどを共有することにより、業務の効率化を図っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等導入	座位型特殊浴槽導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	申し送りだけでなく、随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種事故対応マニュアルや委員会を整備し、事故予防及び責任の所在を明確にしスキルアップを通し予防に繋げている。
その他	多様な働き方の推進	職員の事情等を考慮した勤務シフトや業務内容を選別・区分し、個別業務については短時間雇用制度を活用し、職員の希望に即した働きかたを選択（常勤・非常勤）ができるよう、転換制度などの整備を行っている。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置を敷いている。